

## Hope LifeMark コンシェルジュ利用規約

### 第1条（サービス概要・目的）

富士通 Japan 株式会社が提供するアプリケーション「Hope LifeMark-コンシェルジュ」（以下、「本アプリ」という）を通じて、とちぎメディカルセンターしもつが（以下、「当院」）が、提供する通院支援を目的とするサービス（以下、「本サービス」）です。

### 第2条（適用）

利用者は、本サービスの利用により本規約に同意したものとみなされます。

### 第3条（患者本人による利用者登録）

1. 本サービスの利用を希望する者（以下「希望者」といいます。）は、本規約に同意のうえ、本サービス所定の方法により、利用者登録を行うものとします。
2. 利用者登録は、希望者が、ご自身の診察券を提示して当院に本サービスの利用を申請した上で、当院が発行する利用者登録用 QR コードを受領し、本登録認証手続きを終えた時点で完了します。
3. 利用者情報に変更が生じた場合は、速やかに本サービス所定の変更手続きを行ってください。

### 第4条（患者本人以外の者による利用者登録）

1. 患者さん本人が同意している場合、患者さん本人以外の者は患者さん本人と同等の情報を得ることができる利用者として利用者登録することができます。なお、本サービスに利用者登録した方は、患者さん本人以外の者でも、本条4項により、さらに他の患者さん本人以外の者を利用者登録させることができるようになりますので、患者さん本人は利用者登録に同意する際には十分ご注意ください。
2. 前項の規定に基づいて、患者さん本人以外の方から本サービスの利用を希望する申し出があったときは、患者さん本人の診察券の提示を以って、患者さん本人から利用者登録の同意を得ていることとし、当該患者さんの利用者登録用 QR コードを申請者へ発行します。
3. 患者さん本人が未成年または成人であるが認知症等で意思表示困難である場合、当該患者さん本人の親権者等の法定代理人またはご家族等から、本サービスの利用を希望する申し出があったときは、患者さん本人の診察券を提示できることをもって、当該患者さんの親権者等の法定代理人またはご家族等であることを確認し、当該患者さんの利用者登録用 QR コードを申請者へ発行します。
4. 本条1項ないし3項の手続きによらず、本サービスの利用者（患者さん本人以外の利

用者を含みます。)は、本サービスの機能を用いて、当院での利用者登録手続きなしに、患者さん本人や患者さん本人以外の者を利用者登録することができます。

5. 患者さん本人から申し入れがあった場合、または患者さん本人の同意のない利用者登録が判明した場合、当院は、第7条1項に従って利用者登録の解除を行うことができるものとします。

#### 第5条 (サービス内容)

1. 当サービスはインターネットを介して情報を提供します。よって、ご利用にあたってはインターネットへの接続が可能な利用者ご自身のスマートフォンが必要となります。
2. 本サービスの利用により発生した通信料その他の費用はすべて利用者が負担するものとします。
3. サービスの追加・削除等のメンテナンス作業により、当サービスをご利用いただけない場合があります。
4. 当院から配信される通知情報はネットワークの混雑状況等や電波の通信状態により遅延する可能性があります。
5. 当院のサービスを向上するため、お知らせの配信やアンケートのご協力をお願いする場合があります。

#### 第6条 (登録情報およびパスワード)

1. ログイン ID およびパスワードは、他人に知られることのないよう、利用者本人が責任をもって管理および使用してください。
2. 利用者は、ログイン ID およびパスワードを他人に使用させ、または、貸与、譲渡などはしないでください。
3. 当院は、ログイン ID およびパスワードの管理上ならびに使用上の過誤、ならびに第三者の使用に伴う損害などについて、当院の故意または重大な過失に起因する場合は除き、一切その責を負わないものとします。
4. 第三者が利用者のログイン ID およびパスワードを用いて本サービスを利用した場合、当該利用行為は利用者の利用行為と同等とみなします。

#### 第7条 (サービスの利用終了)

1. 利用者登録情報に虚偽の事項が含まれていることが判明した場合、当院は、直ちに当該利用者の当院における利用者登録を解除することができるものとします。
2. 利用者が本規約に違反した場合、当院は利用者に事前の通知をすることなく利用者登録の解除をすることができます。
3. 当院は、第10条に定める「個人情報の取り扱いについて」に従い、前項に基づき本サ

ービスを終了した利用者の個人情報を、一定期間保有することができるものとします。

#### 第8条（利用者による登録解除）

1. 利用者は、自らのスマートフォンの本アプリから退会もしくは病院登録を解除することにより、利用者登録を解除することができます。
2. やむを得ぬ事情により、アプリ上の手段によらずに患者さん本人が患者さん本人以外の利用者の利用者登録を解除する必要がある場合、患者さん本人からの書面による申請をもって、当該利用者の利用者登録を解除することができます。
3. 患者さん本人が未成年の場合は親権者等の法定代理人、成人であるが認知症等で意思表示困難である場合はご家族等が、書面により、患者さん本人以外の利用者の利用者登録を解除する申請をしたときは、前項と同様に、当院は当該患者さんの利用者登録を解除することができます。なおこの場合、公的機関が発行する顔写真つき本人確認証または健康保険証により申請者の本人確認を行います。

#### 第9条（禁止事項）

1. 利用者は、本サービスを利用するにあたり、または本サービスの利用に関して、次の各号に該当する行為をしてはならないものとします。
  - ①患者番号およびメールアドレス並びにパスワードを不正に使用する行為
  - ②第三者になりすまして本サービスを利用する行為
  - ③第三者に利用者の地位を譲渡する行為
  - ④不正な利益を得る目的で患者情報を利用する行為
  - ⑤患者さん本人の許可なく患者情報を漏洩・公開する行為
  - ⑥法令または条例もしくは公序良俗に違反する行為、またはそのおそれのある行為
  - ⑦本規約に違反する行為、またはそのおそれのある行為
  - ⑧有害情報送信その他本サービスの提供を妨げる行為
  - ⑨その他、当院が不相当と判断する行為

#### 第10条（利用者の個人情報の取り扱い）

当院は、利用者の個人情報を本サービスの提供目的のほか、とちぎメディカルセンターホームページに掲載する「患者さんの個人情報利用目的」記載される目的の範囲内で利用者の個人情報を保有および利用するものとし、利用者はこれを承諾するものとみなします。

#### 第11条（サービスの中断）

当院は、次の各号に該当する事由が生じた場合、事前に利用者には通知することなく、

本サービスの全部または一部の提供を一時的に中断することができるものとします。当該中断により利用者に不利益または損害が発生した場合であっても、当院は一切責任を負いません。

- ①本サービスに関する設備、施設等のシステム保守を定期的にまたは緊急に行う場合
- ②火災、停電、地震、噴火等の天変地異、第三者による妨害等により本サービスの提供ができなくなった場合
- ③本サービスの運営に関する設備、施設等の不具合または故障による場合
- ④その他、当院または富士通 Japan 株式会社の本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合

#### 第 12 条（サービスの変更、終了）

1. 当院は、利用者の事前の承諾を得ることなく、本サービスの全部または一部を変更し、または終了することができるものとします。ただし、緊急やむを得ない場合を除き、本項に基づき本サービスの変更または終了する場合、当院はあらかじめその旨を当院所定の方法により利用者に通知するものとします。
2. 前項に基づく、本サービスの変更または終了に伴い、利用者に不利益または損害が発生したとしても、当院は一切責任を負いません。

#### 第 13 条（免責）

1. 当院は、何らの予告なく随時、提供項目を変更、修正もしくは改良または削除することができるものとします。
2. 当サービスで紹介する外部の情報は、当院とは一切の関連性がないため、利用者の判断でご使用ください。
3. 本サービスに起因して利用者その他第三者に不利益または損害が発生したとしても、当院は一切責任を負いません。
4. 利用者は、自己の責任において本サービスを利用するものとします。
5. 利用者は、本サービスの利用に関して他の利用者または第三者との紛争が発生した場合、当該紛争を紛争当事者間で円満に解決するものとし、当院は一切責任を負いません。

#### 第 14 条（損害賠償）

利用者が本規約、法令、公序良俗などに対する違反行為によって当院に損害を与えた場合、利用者は当院に当該損害を賠償するものとします。

#### 第 15 条（通知）

1. 本規約に基づく当院から利用者への通知もしくは連絡は、本サービスへの掲載または

当院のホームページを用いて行うものとします。

2. 本規約に基づく利用者から当院への通知もしくは連絡は、当院のホームページ内の『お問合せフォーム』を用いて行うものとします。

第16条（準拠法及び管轄）

1. 本規約は、日本国の諸法令に準拠するものとします。
2. 本サービスに関連する紛争は、宇都宮地方・家庭裁判所 栃木支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則 2025年3月1日 制定

一般社団法人とちぎメディカルセンター  
とちぎメディカルセンターしもつが